

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 会場映像・音響設備等運営業務委託仕様書

1 目的

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（以下、「訓練」という。）に必要な大型モニターの設置、映像機器や音響の準備及びアナウンス業務、事前告知業務等を委託することで、円滑な訓練の運営を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 名称

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 会場映像・音響設備等運営業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）

(3) 訓練実施日

訓練1日目：令和7年10月25日（土）（以下、「訓練1日目」という。）

訓練2日目：令和7年10月26日（日）（以下、「訓練2日目」という。）

3 発注者

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30（奈良県消防救急課内）

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

※以下、仕様書及び添付書類内では「委員会」という。

4 業務履行場所

業務履行場所は以下の各会場、受託者の事業所及び放映する放送局とする。

名 称	会 場	所 在 地
メイン会場	奈良県第二浄化センタースポーツ広場	奈良県北葛城郡広陵町萱野 100-1
サブ会場1	たかとり健幸の森公園	奈良県高市郡高取町羽内 地内
サブ会場2	高取バイパス	奈良県高市郡高取町松山 地内
鉄道輸送訓練会場	近畿日本鉄道 飛鳥駅	奈良県高市郡明日香村明日香村越 地内

5 委託業務の内容

業務内容は以下のとおりとし、業務履行場所毎の機材の種類数量等については、別紙「機材一覧表」による。

(1) 事前告知業務

- ① 奈良県域を放送エリアとするテレビ局の情報番組等において、訓練2日目の一般公開に関する事前告知を3分程度行うこと。
- ② 放送は、可能な限り視聴者の多い時間帯に行うこと。

- ③ 放送内容は、防災意識の向上及び訓練の見学を促進する内容とし、詳細については、受託者からの提案を元に委員会が決定する。
- ④ 放送の前に、事前告知の内容を委員会に提出し、確認したものを放送すること。なお、修正を求めた場合は速やかに応じること。

(2) 訓練の撮影

「4 業務履行場所」に記載する場所を撮影班が順に移動し、訓練の様子を撮影する。なお、撮影順等の詳細については、委員会と受託者の間で協議し決定する。

- ① 訓練1日目の訓練を撮影し、編集した動画(10分程度)を制作すること。なお、この動画については、訓練2日目に会場にて放映するものとし、放映前には委員会の確認を必ず受けること。
- ② 訓練2日目のメイン会場の訓練の様態を撮影すること。
- ③ 訓練1日目及び訓練2日目の撮影データを編集したYouTubeに投稿するためのショートムービー(10分程度)を作成すること。なお、作成後に委員会による内容確認を行う予定としており、修正を求めた際は修正を行うこと。(初稿、第2稿の2回を予定)
- ④ ①及び③に委員会から提供する訓練動画を動画内に組み込むよう依頼することがある。

(3) 機材等の準備・設置・運用・撤去

① 機材等の準備

準備する機材等については、別紙「機材一覧表」参照

② 搬入及び設置(動作確認を含む。)

委員会で準備する観客用モニター10台も併せて設置し、動作確認をすること。

③ 運用

ア 大型モニターに「(2) 訓練の撮影」の①と②の映像を表示する。

イ 委員会から支給した観客用モニターにアと同様の映像を表示する。

④ 撤去

ア 機材の撤去及び搬出は別途示す期間に行うものとする。

イ 委員会で準備する観客用モニター10台については、委員会へ返却すること。

⑤ その他

詳細な機材等の準備、搬入、設置、運用及び撤去については、現場の状況等を鑑みながら、委員会と受託者で協議の上、決定するものとする。

(4) アナウンス業務(訓練進行補助等)

アナウンサーを1名用意し、下記業務を実施するものとする。

- ① 訓練時や閉会式等における委員会作成原稿の読み上げ
- ② 訓練等の現場の状況に合わせた実況

(5) 委託業務実施期間等

業務名	実施期間（予定）	関係する訓練会場	備考
(1)事前告知業務	10月25日までに放送	－	事前確認を行うので修正期間を考慮すること。
(2)訓練の撮影①	令和7年10月25日 ※編集した動画は10月26日午前7時までに提出すること。	・奈良県第二浄化センター スポーツ広場 ・たかとり健幸の森公園 ・高取バイパス ・近畿日本鉄道飛鳥駅	撮影時は速やかに準備し、撮影後は速やかに撤収すること。
(2)訓練の撮影②	令和7年10月25日	・奈良県第二浄化センター スポーツ広場	撮影時は速やかに準備し、撮影後は速やかに撤収すること。
(2)訓練の撮影③	令和7年10月25日から 令和7年12月26日まで	－	
(3)①機材等の準備	令和7年10月24日まで	－	
(3)②搬入及び設置	令和7年10月25日10時まで	・奈良県第二浄化センター スポーツ広場	
(3)③運用	令和7年10月25日から 令和7年10月26日まで	・奈良県第二浄化センター スポーツ広場	
(3)④撤去	令和7年10月26日17時まで	・奈良県第二浄化センター スポーツ広場	
(4)アナウンス業務	令和7年10月26日	・奈良県第二浄化センター スポーツ広場	

6 成果物

「5 委託業務の内容」の「(1) 事前告知業務」及び「(2) 訓練の撮影」で撮影あるいは制作した映像については電子データで納入すること。

(1) 納入方法

ア 電子記録媒体により納入することとし、映像をDVD-Rなどの電子記録媒体に電子データとして保存し、委員会へ提出すること。

イ 成果物は全て日本語で作成すること。ただし、日本国においてもアルファベット表記で記載されることが一般的な文言については、そのまま記載することができる。

ウ 電子記録媒体に保存する形式はMP4など委員会で再生可能な形式とすること。なお、この形式については、受託者が委員会と協議し決定する。

エ 納入した電子データに修正箇所があった場合は修正を行い、提出すること。

オ 電子記録媒体に保存する電子データについては、不正プログラムへの対策ソフトウェアによる確認を行う等、成果物に不正プログラムが混入しないようにすること。

カ 成果物の作成及び納入にあたり、内容や構成等について委員会から指摘した場合は協議を行い、対応すること。

(2) 納入場所

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30（奈良県消防救急課内）

令和 7 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

(3) 納入期限

令和 8 年 1 月 30 日（金）

(4) その他

成果物については、適宜、県に制作状況の進捗報告を行うとともに、確認を受けること。

ア 委員会が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、修正等の対応を行うこと。

イ 成果物に修正が生じた場合は、別途委員会が指定する期日までに納入すること。

7 業務処理の注意事項

業務の遂行に際して、委託業務の実施状況を定期的に報告する等、委員会との連絡調整を十分に行之、円滑に業務を実施すること。

8 実施体制表等の提出

受託者は、本業務委託を円滑に遂行できる体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）及び受託者の緊急連絡先一覧を作成し、契約後 1 週間以内に提出すること。また、業務の工程表も契約後に委員会と協議を行い、協議後 1 週間以内に提出すること。

9 統括責任者の選任

受託者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を 1 名選任すること。なお、この者が交代する場合には、あらかじめ委員会と協議すること。

10 打合せについて

(1) 打合せへの出席

連絡調整の場としての打合せを行うこと。なお、統括責任者は打合せに必ず出席すること。ただし、やむを得ない場合に限り、代理の者を出席させることができる。

(2) 開催頻度

委員会と受託者の間にて協議の上、実施頻度を決定する。なお、業務の進捗状況により開催頻度を増減することがある。

(3) 開催方法

対面又はオンラインのいずれかでの開催とし、委員会と受託者が都度協議し、決定する。

(4) その他

打合せ後に打合せ記録を受託者が作成し、委員会に提出すること。

11 再委託に関する事項

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、委託業務の主要な部分ではない一部の業務を再委託することができる。ただし、その場合は、以下の内容を事前に書面で委員会へ報告し、了解を得なければならない。
 - ア 再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先等）
 - イ 再委託する業務の内容
 - ウ 再委託を行う理由
 - エ 再委託の相手方を選定した理由
 - オ 再委託契約(予定) 金額
 - カ 再委託先での工程表
 - キ 再委託先の業務体制
 - ク 再委託先の業務概要
 - ケ その他必要と認められる事項
- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反又は懈怠があった場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、委員会は当該再委託先への再委託の中止を要求することができる。
- (4) 再委託先がさらに再委託を行う場合（再々委託）は（2）から（3）までについて、本事業の受託者が責任を持って対応すること。
- (5) (4) の再々委託の場合も（2）の内容の書面を委員会へ提出し、承認を得た場合にのみ可能とする。
- (6) 本業務を複数業者が連携（再々委託を含む）して実施する等の場合には、参画する各業者の役割分担等を明示し、書面で報告すること。

12 その他

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 委託業務の成果物等の第三者への提供及び内容の転載等について、受託者は県に協議し了解を得た場合にのみ行うことができる。
- (4) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (5) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、委員会と受託者が協議して定

めるものとし、この協議が調わないときは、委員会の決定するところによるものとする。

- (6) 本委託においては、令和4年1月28日付奈良県会局第155号「『特定公契約』以外の「公契約」における遵守事項の記載等について（通知）」通知に準じることとし、本通知の別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (7) 業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (8) 本業務を遂行するために必要な人員及び機材等は受託者が準備するものとし、それらにかかる費用は、特に記載がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。
- (9) 各会場での業務は、委員会の指示のもと、会場所有者及び占有者の指示又は許可に従い行うとともに、通行人や近隣住民への安全配慮と騒音対策を徹底すること。また、設置、運営及び撤去等の間、警備及び立入禁止等の措置を適切に講じ、備品等の紛失及び不慮の事故等の発生を防止すること。
- (10) 機材等の設営にかかる配置図、各種図面、関係書類等の作成にあたっては、委員会と十分な協議を行うこと。
- (11) 周辺道路への汚染防止のため、資機材搬入車両等の関係車両の汚泥洗浄に留意すること。特に雨天時にはタイヤの洗浄等に配慮すること。
- (12) 設置した機材等は、訓練当日までの間、悪天候等による不測の事態に備え、破損及び飛散等がないよう管理を徹底すること。また、訓練当日、悪天候等の影響に対処するために必要となる資材について、迅速に手配できる体制を整えること。
- (13) 設置した機材等は、ヘリコプターのダウンウォッシュ等の強風に耐える構造とすること。
- (14) 設置した機材等の管理については、受託者が管理することとし、破損が生じた場合は受託者にて対応すること。
- (15) 機材等の設置完了及び撤去完了後は速やかに委員会に報告し、検査を受けること。なお、修正等が必要な場合は、直ちに措置を講ずること。
- (16) 設置から搬出までの期間は、十分な安全管理のもと、業務を履行すること。
- (17) 作業の進捗については、随時、委員会へ報告するとともに適宜指示を受けることとし、委員会から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応しなければならない。
- (18) 動画制作及び事前告知等におけるデータの保護・著作権については、下記のとおりとする。

① 秘密保持

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た機密に属する情報、また委員会が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後も同様とする。

② 著作権の帰属

映像記録、音声収録及び制作された動画等の著作権及び使用権は委員会に帰属するものとし、それらに要する費用は見積額に含めること。

③ 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、委員会は責任を負わない。

(19) 大規模な災害が発生するおそれのある場合等には、訓練を中止する場合がある。

この場合の委託料の支払いについては、委員会と協議し決定する。

(20) 別記「個人情報取扱特記事項」について遵守するものとする。

(21) 本業務の実施にあたり、不明な点及び仕様書に定めない事項は委員会と協議のうえ決定すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(令和4年1月28日付奈良県会局第155号「特定公契約」以外の
「公契約」における遵守事項の記載等について(通知)」通知別紙)

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

機材一覧表

別紙

■令和7年10月25日(土)【1日目】

【場所】

メイン会場(奈良県第二浄化センタースポーツ広場)
サブ会場1(たかとり健幸の森)
サブ会場2(高取バイパス)
鉄道輸送訓練会場(近鉄日本鉄道飛鳥駅)

内容	数量	単位	備考
映像撮影機材	1	式	受託者による

■令和7年10月26日(日)【2日目】

【場所】

メイン会場(奈良県第二浄化センタースポーツ広場)

内容	数量	単位	備考
ディスプレイ(ビジョンカー)	1	式	150 インチ以上
ディスプレイ映像受信・送出用PC	10	台	数台の増減見込みあり
各ディスプレイ送信用ルーター	1	台	
メイン会場・各会場映像のスイッチング&送出システム、中継カメラ1機含む	1	台	中継車等での代用可
中継カメラ ワイヤレス送受信機	1	台	
固定カメラ	1	台	
固定カメラ ワイヤレス送受信機	1	台	
周辺機材(PC、イヤモニ等)	1	式	
ミキサー音声機材	1	式	
スピーカー	2	機	
アンプ	2	機	
ミキサー	2	機	
有線マイク(訓練進行者用1本、場内アナウンス用1本)	2	本	
ワイヤレスマイク(会場案内用【職員使用】2本)	2	本	
ワイヤレスピンマイク(閉会式挨拶者用)	1	個	
ワイヤレス受信機	2	機	
マイクスタンド	1	本	
ケーブル類	1	式	
2.8kw発電機インバーター付(メイン会場の音響・ディスプレイ用)	5	台	
メイン会場 ディスプレイ用電源コードリール(20m相当)	5	個	